(1)訪問系サービス:在宅で利用するサービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容	障害支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護又は調理、 洗濯、掃除、生活必需品の買い物などを行い ます。また、通院等の付き添いもします。	区分1以上
重度訪問介護	介護給付	重度肢体不自由者又は重度の知的障害もしく は精神障害により常時介護を要する人に、自 宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時に おける移動支援などを総合的に行います。	区分4以上
同行援護	介護給付	視覚障害のため一人で移動するのが困難な人に、外出するときに同行して移動に伴う援護 や視覚的情報の支援(代筆・代読含む)を行います。	視覚障害者
行動援護	介護給付	知的障害または精神障害により、一人での行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	区分3以上
重度障害者等 包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供します。	区分6
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気になったときなど に、短期間、施設に宿泊し、入浴や排せつ、 食事の介護等を行います。	区分1以上

(2)日中活動系サービス: 昼間に施設に通所し、介護や訓練、日中活動を支援するサービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容	障害支援区分
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。	区分3以上 (50歳以上: 区分2以上)
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や 療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援 助などを行います。	区分5以上
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう に、一定期間身体機能や生活能力を向上させ るための訓練を行います。	区分要件なし
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一 定期間の支援計画に基づき行います。	区分要件なし
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	企業等に就職するのが困難な人に、支援を受けながら、就労や生産活動などの機会を提供や、必要な知識や能力を向上させるための訓練をします。	区分要件なし
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援等をした後、新たに一般就労した人に対して、就労の継続のために企業や医療機関等との連絡調整や、就労に伴う課題に対する相談等を行います。	区分要件なし